第明治三二十種郵便物認可

平成２１年（フ）第４８１５号
大阪市東淀川区豊里２丁目22番５―605号
債務者　杉丸由美子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８１８号
大阪府高槻市氷室町２丁目51番11号
債務者　エムズガーデンこと　宮瀬　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１１００号
堺市東区引野町２丁134番地10
債務者　菅原平重郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１１０１号
堺市東区引野町２丁134番地10
債務者　菅原　明美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番27―103号、前住所大阪府河内長野市大矢船南町25番10号
債務者　大野　勇吉
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
堺市中区小阪西町３番16号　グリーンハイツ203号
債務者　鳥越　美加（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
大阪府大阪狭山市西山台２丁目14番７号
債務者　垣畑　智子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
大阪府柏原市旭ヶ丘１丁目８―４、住民票上の住所熊本県人吉市紺屋町106番地８
債務者　藤川　富弘
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５１４号
大阪府富田林市不動ケ丘町６番21号
債務者　網中　　勲
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
大阪府富田林市不動ケ丘町６番21号
債務者　網中　豊子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
大阪府富田林市藤沢台４丁目８番24号　グランディール藤沢台101号室、前住所大阪府富田林市美山台７番２―205号
債務者　池田　早紀
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
大阪府羽曳野市蔵之内244番地、前住所大阪府羽曳野市高鷲９丁目１番18号
債務者　廣野　茂希
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６０７号
大阪府柏原市旭ヶ丘３丁目14番25―304号
債務者　中野　広美（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６１８号
大阪府富田林市錦織東１丁目12番５号、前住所大阪府富田林市甲田３丁目７番22―709号
債務者　久保　七美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３９号
堺市東区北野田228番地４
債務者　三竿雄三郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
堺市中区辻之1189番地200
債務者　村本　龍介
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
堺市南区三原台１丁３番44―107号
債務者　峯口まつえ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８２号
大阪府南河内郡河南町さくら坂１―12―10、住民票上の住所大阪府富田林市甲田３丁目14番１―103号
債務者　萩尾　美江
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係